日本司法支援センター

令和3年度業務実績評価及び第4期中期目標期間業務実績評価の概要

1 評価の方針

平成30年度からの第4期中期目標期間においては、第3期中期目標期間に推進した関係機関等との連携による高齢者・障害者等に対する援助を充実させるための各種取組を更に推進することに加え、改正総合法律支援法による大規模災害の被災者、認知機能が十分でない高齢者等及びDV等被害者に対する新たな法的支援のための体制整備、業務の適正かつ効率的な実施に向けた取組等にも重点が置かれていた。

令和3年度の業務実績については、第4期中期目標期間の最終年度として、新型コロナウイルス感染症が拡大する中、各種取組が適切に実施され、中期計画及び年度計画における所期の目標を達成しているかという観点から評価を行った。

また、第4期中期目標期間の業務実績については、同期間を通して、中期目標を達成しているかという観点から評価を行った。

2 評価の概要

令和3年度の業務実績を総括的に見ると、中期計画及び年度計画における所期の目標をおおむね達成していると認められる。

評価されるべき令和3年度の取組としては、①情報提供業務において、高齢者・障害者・外国人等の多様なニーズに対応しつつ、担当者への研修やフィードバックを適切に実施することにより、利用者満足度調査で高い評価を得たこと、②法教育事業において、オンラインを活用するなどして適切な感染防止対策を講じた上、多数の法教育企画を実施したこと、③民事法律扶助業務において、関係機関・団体との協議、動画の作成等によって制度の周知を図り、特定援助対象者法律相談援助件数を増加させるなどし、支援が必要な者に対する法律相談を適切に実施したことなどが挙げられる。次に、第4期中期目標期間の業務実績を総括的に見ると、中期目標における所期の

次に、第4期中期目標期間の業務実績を総括的に見ると、中期目標における所期の 目標をおおむね達成していると認められる。

評価されるべき第4期中期目標期間中の取組としては、①犯罪被害者支援の精通弁護士の確保に努め、関係機関等との連携により、DV等被害者法律相談援助の実施件数を大幅に増加させたこと、②常勤弁護士の配置等について、難易度が「高」とされている未配置地方事務所への新規配置を達成したこと、③大規模災害の発生や新型コロナウイルス感染症拡大等の困難な状況にも迅速に対応したこと等が挙げられる。

他方で、課題としては、関係機関等に対する業務説明の回数が目標に達していないことや、名称認知度及び業務認知度が減少傾向にあること等が挙げられる。

支援センターが、これらの課題について問題意識を持っていることは理解しているが、当評価委員会としては、その解決に向けた具体的な取組内容や進捗状況等が明確に示されることを期待したい。

3 今後の業務運営に向けた期待

前記課題のほか、司法手続を含む社会全体のデジタル化が進む中で、デジタル技術を用いた業務改革や、民事裁判等手続のIT化等に対応するための人的・物的体制の整備を図るとともに、高齢者・障害者等の利用者の特性に応じたIT支援の在り方を検討し、その結果が示されることを期待する。

また、常勤弁護士が未配置の地方事務所の解消、適切な民事法律扶助契約弁護士数の確保、司法過疎事務所の新規開設等については、これらの実現に向けた具体的な検討・取組を行った上で、その結果が示されることを期待する。